

■**時間**
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

※子どもの人権110番以外の通話料は相談者のご負担となりますのでご了承ください。

■**問い合わせ・相談窓口**

- ・鹿兒島地方事務局 鹿屋支局
☎0994-43-6790
- ・みんなの人権110番(全国共通)
☎0570-003-110
- ・子どもの人権110番(全国共通)
☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン(全国共通)
☎0570-070-810

お知らせ 第75回人権週間

12月4日から12月10日まで人権週間です。私たち一人ひとりが人権問題を「自分自身にもかかわりのあること」として受けとめ、身近な人権問題について関心を持つことが大切です。この機会に、ぜひ身近なことから人権について考えてみましょう。

いじめや虐待、偏見や差別などの嫌がらせ、インターネット上での誹謗中傷などひとりで悩まずお気軽にお電話ください。

令和5年10月3日から令和5年12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和6年2月上旬に発送される予定です。

※ねんきんネットです事前に電子送付希望の登録を行った方は、令和6年1月下旬にマイナポータルの「お知らせ」に電子送付されます。

■**控除対象**
令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料の全額です。ご自身の保険料のほかに、配偶者やご家族(お子様等)の国民年金保険料も控除の対象となります。

令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方に、10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が順次発送されます。

※ねんきんネットです事前に電子送付希望の登録を行った方は、10月中旬以降にマイナポータルの「お知らせ」に電子送付されます。

■**年末調整や確定申告の際は、この証明書または領収証書を添付してください。**

納めた国民年金保険料は「全額」控除の対象です!

令和5年10月3日から令和5年12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和6年2月上旬に発送される予定です。

※ねんきんネットです事前に電子送付希望の登録を行った方は、令和6年1月下旬にマイナポータルの「お知らせ」に電子送付されます。

■**控除対象**
令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料の全額です。ご自身の保険料のほかに、配偶者やご家族(お子様等)の国民年金保険料も控除の対象となります。

令和5年10月3日から令和5年12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和6年2月上旬に発送される予定です。

※ねんきんネットです事前に電子送付希望の登録を行った方は、令和6年1月下旬にマイナポータルの「お知らせ」に電子送付されます。

■**控除対象**
令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料の全額です。ご自身の保険料のほかに、配偶者やご家族(お子様等)の国民年金保険料も控除の対象となります。

令和5年10月3日から令和5年12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和6年2月上旬に発送される予定です。

※ねんきんネットです事前に電子送付希望の登録を行った方は、令和6年1月下旬にマイナポータルの「お知らせ」に電子送付されます。

■**控除対象**
令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料の全額です。ご自身の保険料のほかに、配偶者やご家族(お子様等)の国民年金保険料も控除の対象となります。

令和5年10月3日から令和5年12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和6年2月上旬に発送される予定です。

※ねんきんネットです事前に電子送付希望の登録を行った方は、令和6年1月下旬にマイナポータルの「お知らせ」に電子送付されます。

■**控除対象**
令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料の全額です。ご自身の保険料のほかに、配偶者やご家族(お子様等)の国民年金保険料も控除の対象となります。

身近な疑問に生活環境課がお答えします!

Q. 生ごみの出し方についてを教えてください。

A. 生ごみ(残飯・野菜くず・調理くず等)については、各振興会のゴミステーションに設置されている生ごみ樽へお出してください。

◎生ごみを出す際の注意点

- ・水気をしっかりと切る。
 - ・大きい物は5cm以下に切る。
 - ・ビニール等の異物混入はしない。
- ※異物混入等によって、処理機の故障の原因となる恐れがあるため、生ごみ樽へは生ごみのみを出してください。皆様の行動が、綺麗なまちづくりへと繋がりますので、ご協力よろしくお願いします。



▲分別方法はこちらから



パブリックコメント ご意見をお待ちしています!

パブリックコメント制度とは計画や条例などの内容を公表し、市民から提出された意見を参考に意思決定を行う手続きです。本制度は政策の賛否を問うものではありません。集計結果はホームページ等で公表し、個別回答は行いません。



▲パブコメはWEBから

- **案の公表場所**
市役所本庁1階ロビー、牛根支所、新城支所担当課、市ホームページ
- **意見提出方法**
① 直接担当課へ ② 郵送 ③ FAX(32-6625)
④ メール ⑤ 市ホームページ専用フォーム

【垂水市第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)】

介護保険制度開始時より3年を1期として策定している介護保険事業計画の第8期計画が令和5年度をもって期間満了となるため、アンケートによる実態調査や、住民懇話会、市介護保険運営協議会の意見等を参考にして、「たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち垂水」を基本目標として、令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とする垂水市第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するものです。

■ **募集期間** 12月1日(金)～令和6年1月4日(木)

■ **保健課 介護保険係** ☎32-1116
メール: 05-2@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

【垂水市空家等対策計画(素案)】

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する諸問題に対し垂水市が取り組むべき対策の方向性等について基本的な考え方を示す必要があるため、平成29年に策定した「垂水市空家等対策計画」を現在の状況に合わせて見直すものです。

■ **募集期間** 12月1日(金)～令和6年1月4日(木)

■ **市民課 相談係** ☎32-1295
メール: 05-4@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

【第3次垂水市子ども読書活動推進計画(素案)】

令和5年3月に国が第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定したこと、それを踏まえ、県が第5次計画を令和5年度中に策定する予定となっています。ついては、今後、将来の垂水市を担う子どもたちの一層の読書活動の充実と、家庭・地域・学校等が一体となって取り組む読書環境づくりを図るための指針として、「第3次垂水市子ども読書活動推進計画(素案)」を策定するものです。

■ **募集期間** 12月1日(金)～令和6年1月4日(木)

■ **社会教育課 社会教育係** ☎32-0224
メール: 05-5@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

【垂水市立医療センター垂水中央病院強化プラン(素案)】

垂水中央病院においては、医師・看護師等の不足や人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、経営状況は依然として厳しい状況にあり、より一層の改善・強化が必要となっています。こうした状況の中、総務省は更なる公立病院の経営改革を推進するため、令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を新たに策定し、個々の公立病院の経営が持続可能となり、明確化・最適化した役割・機能を発揮し続けることができるよう「経営強化」の取組を進めていくことが公立病院に求められました。垂水市におきましても、その内容を踏まえ、「前改革プラン」を見直し、新たに垂水市立医療センター垂水中央病院経営強化プランを策定するものです。

■ **募集期間** 12月1日(金)～令和6年1月4日(木)

■ **保健課 病院老人保健施設管理係** ☎32-1116
メール: 05-3@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

【垂水市障害者計画・第7期垂水市障害福祉計画・第3期垂水市障害児福祉計画(素案)】

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、法律により市町村は策定することが義務付けられています。障害者計画は、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者(児)の障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標や必要量を定めるものです。

■ **募集期間** 12月18日(月)～令和6年1月16日(火)

■ **福祉課 障害福祉係** ☎32-1115
メール: 05-6@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

